

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、……道徳教育を進めるに当たっては、……家庭や地域社会との連携を図りながら、……
- 3 学校における体育・健康に関する指導は、……、家庭や地域社会との連携を図りながら、……

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。……高齢者などとの交流の機会を設けること。

小学校学習指導要領解説編

1 教育課程編成の原則(第1章第1の1)

(2) 教育課程の編成の原則

イ 児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階と特性を十分考慮すること

(ア) 地域の実態

今回の教育基本法改正により、同法に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」との規定(第13条)が置かれた。また、学校教育法には、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」と定められた(第43条)。これらの規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。このような学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境(近隣の学校、社会教育施設、児童の学習に協力することのできる人材等)の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。

すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが大切であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。